

重要事項説明書

(共生型短期入所)

「短期入所生活介護事業所」

特別養護老人ホームひまわり園

この重要事項説明書は社会福祉法人中江報徳園が提供する短期入所について利用契約の締結を希望される方に対して、障害者総合支援法に基づく指定短期入所サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、サービスの内容や利用料金等について説明するものです。

1. 【事業者】

事業者の名称	中江報徳園
事業者の所在地	鹿児島市犬迫町5407番地2
法人種別	社会福祉法人
代表者名	長友 医 継
電話番号	099(238)2140

2. 【ご利用施設】

施設の名称	特別養護老人ホーム ひまわり園
施設の所在地	鹿児島市犬迫町5407番地2
管理者名	星野 泰啓
電話番号	099(238)0380
FAX番号	099(238)0084

3. 【ご利用施設であわせて実施する事業】

事業の種類		鹿児島県知事の事業指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	No.4670100652	110人
居宅	短期入所生活介護	平成14年4月1日 定員変更	No.4670100652	30人
	共生型短期入所	令和2年1月1日	No.4610105852	30人

4. 【事業の目的と運営方針】

事業の目的	介護保険省令の趣旨に従って、利用者及びその家族に対して事業者の職員及び設備、各種サービスを提供して、日常生活上の世話・機能訓練を行い以て本人・家族等の心身の負担軽減を図ることを目的とする。
施設運営の方針	利用者その家族のニーズを尊重し、ケアプランに基づいた計画に従い、本人の持っている能力に応じ自立した生活が出来るよう各種サービスを行い在宅生活の維持と家族の心身の負担軽減に努める。

5. 【施設の概要】

- (1) 敷地及び建物
 イ) 敷地（自己所有地）11,751.44m²
 ロ) 建物 鉄筋コンクリート造 3階建（耐火建築）5,400.00m²
 ハ) 利用定員
 (a) 特別養護老人ホーム 110人
 (b) 短期入所生活介護 30人

(2) 居室

(a) 介護老人福祉施設 (110床)

区 分	個室	2人室	4人室	合計	1人当たりの床面積
室 数	34	26	6	66	
面 積	514.8 m ²	560.3 m ²	262.1 m ²	1337.2 m ²	12.3 m ²

(b) 短期入所生活介護 (30床)

区 分	個室	2人室		合計	1人当たりの床面積
室 数	22	4		26	
面 積	371.80 m ²	98.16 m ²		467 m ²	12.3 m ²

(3) その他の主な設備 (短期入所生活介護と共用)

設備の種類		数	面 積
食堂		1	334.28 m ²
機能訓練室		1	98.33 m ²
浴室	一般浴	2	131.72 m ²
	機械浴	2	
	リフト浴	1	
静養室		1	28.88 m ²
医務室		1	7.50 m ²
介護ステーション		3	103 m ²

6. 【職員の配置 (特別養護老人ホームと一体的に配置)】

職種・職務内容

職種	職務内容	基準人員数 (※)
管理者	特別養護老人ホームひまわり園の施設長が兼務する。事業所業務を統括し、職員等の管理及び指導を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な措置を行う。	1名
医 師	利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。	1. 1名
看護職員	看護業務全般 (心身の健康管理、保健衛生管理、身体機能の向上・健康維持のための指導、服薬管理など)	4名
介護職員	介護業務全般 (利用者の身体的・精神的ケアなど)	46. 7名
機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の回復、機能維持に必要な機能訓練、指導を行う。	1. 4名
生活相談員	利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。	1. 4名
介護支援専門員	自立支援に基づいたケアプランの作成	1. 4名
管理栄養士	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。	1名
歯科衛生士	歯科医師の指示を受け、適切な口腔衛生管理の普及を推進	基準無し

※常勤換算法による

従業者の職種	勤務体制	休暇
事務系職員 (施設長・副施設長・生活相談員・介護支援専門員・事務員等)	日勤 午前 8:30～午後 5:30	4 週 8 休
介護職員	日勤 午前 8:00～午後 5:00 遅出 午前10:00～午後 7:00 夜勤 午後 5:00～翌朝午前 9:00 (短期入所生活介護は特別養護老人ホームと一体で運用)	
看護職員	早出 午前 8:00～午後 5:00 遅出 午前10:00～午後 7:00 夜勤 午後 5:00～翌朝午前 9:00	
(管理) 栄養士	日勤 午前 8:30～午後 5:30	
機能訓練指導員(兼務)	日勤 午後 1:30～午後 5:30	
医師 (内科医・精神科医)	週 6 日	

7. 【営業日及びご利用の予約】

営業日	年中無休
ご予約の方法	ご利用の予約は、利用希望日の2ヶ月前から受け付けております。

8. 【健康管理及び緊急時の対応】

健康管理及び 緊急時の対応	・嘱託医師により随時診察日を設け健康管理に努めます。 ・緊急等必要な時は、主治医或いは協力病院に引継ぎます。 ・利用者が外部の医療機関に通院する時は、その介添えについて出来るだけ配慮します (当施設の医師) (非常勤) 氏 名 長友 医継 小瀬戸 佐知代 診察日 週 6 日 週 1 日 診察科 心療内科 内科 (当施設の協力病院) 病院名 医療法人玉水会 玉水会 病院 診療科 内科・循環器内科・神経内科 消化器内科・心療内科・リハビリテーション科	
------------------	--	--

9. 【事故に対する対応】

事業者は、事故が発生した場合は、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録をするものとします。

また、万が一の事故に備え、損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

10. 【苦情及び相談】

1) 利用者・家族からの苦情及び相談について誠意を以て対応に努めます。

連絡先 238-0380

①責任者……理事長 長友 医継

窓 口……短期介護係長

②必要に応じて社会福祉法人の苦情処理解決規程により公平な処理に努めます。

③ご意見箱3ヶ所設置（事務所側電話横、事務所奥トイレ横、ユニット4奥談話室）

④第三者委員へ直接相談も出来ます（氏名・連絡先等は玄関横に掲示）

2) その他の受付窓口として以下の機関があります。

①鹿児島市保健福祉局福祉部障害福祉課（ゆうあい係）

連絡先 216-1272

②鹿児島県保健福祉部障害福祉課

連絡先 808-6782

③鹿児島県社会福祉協議会事務局総務課

連絡先 257-3858

④鹿児島県福祉サービス適正委員会

連絡先 286-2200

1 1. 【非常災害時の対策】

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームひまわり園防災規程」による			
近隣との協力関係	犬迫消防分団及び校区福祉施設連絡会（5施設）と協力支援体制を相互に締結している			
平常時の訓練	別途定める「特別養護老人ホームひまわり園防災計画」に従い、年12回夜間及び昼間を想定した訓練を実施しています。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	漏電報知器	あり
	自動火災報知器	あり	屋内消火栓	7箇所
	ガス漏れ報知器	あり	誘導灯	5箇所
	非常通報装置	あり	防火扉・シャッター	4箇所
	非常用電話	あり	消火器	27箇所

1 2. 【当施設ご利用の際のお願い】

来訪：面会	・面会時間は原則午前 9:00～午後 7:00 とします（それ以外の時間もお相談に応じます）。また、面会簿の記入をお願い致します。 ・土、日、祝日に関しては原則として受付の職員は不在となります。 ・冬期の面会については感染症発生予防の為、マスクの着用をお願い致します。（時期については園入口にて掲示致します）
感染症予防及びまん延防止	①多数の方が利用される在宅サービスの為、場合によっては影響を受ける可能性がある事をご承知おき下さい。 ②利用中に体調に変化があった場合等、利用を途中で中止し、お迎えをお願いする場合がございます。 ③本人・ご家族様の体調によっては事前に利用をお断りさせていただく場合がございます。
外出・外泊	・原則としてご自由となっておりますが、食事の準備等がございますので事前にご連絡下さい。感染症の流行する時期やご本人の体調によっては、主治医の判断の下、外出・外泊を延期させていただく場合もございます。ご不明、ご不安な点はいつでもご相談に応じます。
食べ物の持込	・原則として一両日中に処分出来る量とし、必ず介護スタッフに声をおかけ下さい。尚、梅雨時期の生ものはお控え下さい。
居宅・設備・器具の利用	・施設内の居宅や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合賠償していただく事がございます。
喫煙：飲酒	・喫煙は原則として禁止となります。 ・飲酒をされる場合、事前に主治医と相談をしていただく形となります。
迷惑行為等	・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。又むやみに他の利用者の居宅等に、立ち入らないようにして下さい。
金品：貴重品の預かり	・原則としてお預かりすることは出来ません。持参される場合はご自分で管理できる金額でお願いします。
動物飼育	・施設内へのペット等の持ち込みはお断りします。
宗教および政治活動	・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
情報の開示	・当園の事業計画・財務内容等の情報、ならびにご利用に関する介護サービスの提供記録はご利用者からのご要望があれば、いつでも閲覧可能です。 ・事業計画・財務状況窓口（総務課） 介護サービス提供記録窓口（短期介護課）

13. 【利用料金・その他】

1) 基本的なサービス利用料金

共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）（1日あたり）	7,840円
-----------------------------	--------

○加算項目

栄養士配置加算（Ⅰ）（1日あたり）	220円
食事提供体制加算（1日あたり） ※収入が一定以下の方に対して、食事を提供した場合	480円
送迎加算（Ⅰ）（片道につき）	1,860円
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ※1月あたりのサービス利用料金全体に対する割合を算定	15.9%
医療連携体制加算（Ⅸ）（1日当たり）	390円

下記、利用者負担軽減措置に該当する方は上記サービスの利用者負担額が軽減されます。
（市町村が発行する【障害福祉サービス受給者証】に記載された利用者負担上限月額が1ヵ月あたりの負担の上限になります。利用者負担月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスにかかる自己負担は0円になります。）また、利用者負担軽減措置に該当する方は、食事提供体制加算該当となり、補足給付がありますので、食費に係る費用が軽減されます。

利用者負担の軽減措置の対象となるのは、次のいずれかに該当する方です。

1. 生活保護：生活保護受給世帯に属する方
2. 低所得 1：市町村民税非課税世帯者であって、保護者の収入が年間80万円以下である方
3. 低所得 2：市町村民税非課税世帯者であって、2に該当しない方

2) 介護給付費対象外サービス利用料金（以下のサービスについては、実費等の料金を負担していただきます。）

サービスの種類	金額		
食事の提供（食事提供体制加算非該当の方、1食あたり）	朝食	昼食	夕食
	337円	716円	597円
食事の提供（食事提供体制加算該当の方）	朝食のみの場合		1日あたり
	337円		1,170円
創作活動に係る材料代や行事等に係る費用	実費		
おむつ代	実費		

1 4. 【施設サービスの概要】

(1) 介護給付費対象サービス提供の種類及び内容

種 類	内 容	利 用 料
食事介助	・栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 （但し、食費は給付対象外です） ・個々の希望に応じた食事場所が提供できます。 （居室、ホール、談話室、喫茶室、居室前テーブル等） ・個々の嗜好に応じた食事を提供できるように配慮します。 ・希望に応じた食事時間を設けています。 （食事時間帯） 朝食 7：30～ 9：00 昼食 11：30～13：00 夕食 17：30～19：00	
排泄介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、心身の状態に応じて随時おむつの交換を行います。	
入浴介助	・利用日数 2～5日間の方 利用中に入浴は1回 ・利用日数 6～9日間の方 利用中に入浴は2回 ・利用日数 10～13日間の方 利用中に入浴は3回 ・利用日数 14日間以上の方 週に2回 ・寝たきりで座位のとれない方は特殊浴を行います。	
着替え等の介助	・寝たきり防止のため出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて寝食分離に努めます。 ・シーツ交換は週1回以上実施します。	
相談及び援助	・当施設は、利用者及びその家族からの相談について誠意を以って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 （相談窓口） 生活相談員	
機能訓練	・多職種協働で、個々に応じた生活リハビリを提供します。	
送 迎	・利用者側で送迎が困難な場合など、ご希望の際は、状態に合わせた車で送迎致します。	
理容サービス	・月3回専門業者の出張による理容・美容サービスをご利用いただけます。 ※尚、双方の都合（感染症流行時期）により予定が変更になる場合があります	理容サービス 金額は希望サービス内容によって異なります。
生きがい	・生きがい対策及びリハビリを兼ねレクリエーションを準備しています。 生花（月1回程度） 喫茶（月1回程度） 等	
電気代	・個人で室内に持ち込んだ物品（テレビ・冷蔵庫など）	持ち込まれた機器によって双方で協議し、合意の上でその都度定めます。
緊急時の対応	・利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。 ・利用者の急変時、救急車を要請します。	

